

高梁市日本遺産関連商品・サービス開発等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高梁市（以下「市」という。）内に事業所を所有する中小企業者等に対し、日本遺産として認定を受けたストーリー『「ジャパンレッド」発祥の地一弁柄と銅の町・備中吹屋一』（以下「日本遺産」という。）の知名度向上及び日本遺産を活用した地域活性化を目的とした新商品の開発、新たな体験プログラムの開発等に要する経費、包装用紙等に係るデザインの費用に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において、高梁市日本遺産推進協議会（以下「協議会」という。）が定める高梁市日本遺産関連商品・サービス開発等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関してはこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新商品 新たに商品化される日本遺産に関連した商品や体験プログラム等既存製品に日本遺産に関連した改良を加えた新規性のある製品及びサービスをいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に該当するものをいう。
- (3) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体であって、その組合員が中小企業者であるものをいう。
- (4) 事業所 企業活動の拠点（販売拠点、生産拠点、研究拠点その他会長が認めるもの）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に事業所を有する中小企業者及び中小企業団体
- (2) 市内の商店会又は事業者団体に参加している者による団体等
- (3) 市内に住所を有する個人農家及び個人農家を含む団体等
- (4) 市内に住所を有する個人であって、飲食物の商品開発に意欲のある者

(5) その他会長が特に認める者

2 前項に該当する補助対象者は次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく届出を要する事業を営んでいないこと
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員でないこと
- (3) 政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業
- (4) その他会長が適切でないと判断する事業を実施しようとする者でないこと

3 同一事業者が申請できる回数は、原則1年度につき1回限りとする。

（補助対象事業）

第4条 補助金の対象となる事業は、日本遺産に関連する事業とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 新商品・新事業開発支援事業
- (2) デザイン開発支援事業

（補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費は、前条の規定による補助対象事業に係る経費であって、別表に定める経費のうち、会長が適当と認めるものとする。ただし、他の公的な補助金等の交付を受けている場合は、当該金額を除いた経費を対象とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、前条の規定による補助対象経費に別表に定める補助率を乗じて得た額とし、同表に定める限度額を上限とする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業を開始する14日前までに、高梁市日本遺産関連商品・サービス開発等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、会長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙第1号）
- (2) 見積書の写し（実施内容及び積算内容を確認できるもの）

(3) その他会長が必要と認める書類

(交付決定等)

第8条 会長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否及び交付額を決定し、高梁市日本遺産関連商品・サービス開発等支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 会長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、当該決定に条件を付することができる。

(変更申請)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条の交付決定通知を受けた後において、事業の内容を変更又は中止しようとするときは、高梁市日本遺産関連商品・サービス開発等支援事業補助金変更申請書（様式第3号）に、変更等の内容が分かるものを添えて、会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の申請が提出された場合は、内容を審査し、適当と認めるときはこれを承認するとともに、遅滞なく補助事業者に対してその旨を通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、当該年度の事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、高梁市日本遺産関連商品・サービス開発等支援事業補助金実績報告書（様式第4号）に、次の各号に定める書類を添えて会長に報告しなければならない。

(1) 実績報告書及び事業経費明細書（別紙第2号）

(2) 経費の支払を証する書類の写し

(3) 事業の過程を判別できる証拠書類（写真・試験結果等）

(4) その他会長が必要と認める書類

(確定及び通知)

第11条 会長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、高梁市日本遺産関連商品・サービス開発等支援事業補助金確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(補助金の請求等)

第12条 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、請求書（様式第6号）に

より、会長に対して補助金の支払いを請求するものとする。

2 会長は、請求書を受理した日から30日以内に補助事業者に対して補助金を支払うものとする。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 会長は、補助事業者が補助金の交付を受けた後において、偽りその他重大な過失が判明したときは、交付決定を取り消し、補助金の返還を命じることができる。

(帳簿等の保管)

第14条 補助事業者は、この事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(成果等の発表)

第15条 補助事業者は、会長が当該補助事業の成果等を公表しようとするときには、これに協力しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月21日から施行する。

別表（第4条、第5条、第6条関係）

補助対象経費

区分	事業内容	対象経費	補助率及び限度額
新商品・新事業開発支援事業	日本遺産に関連する新商品・体験プログラムの研究及び開発等、意欲的で取組に対して、必要な経費の一部を助成する。	<p>試作品・体験プログラム実証実験の経費、機械装置若しくは工具器具等の購入費又はリース料等年度をまたぐ経費は初年度のみを対象とし、2万円に満たない助成額は対象外とする(以下同じ)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規事業展開に係る経費・設備費等 ・新商品開発のための経費・設備費等 	補助率は3分の2とし、限度額は20万円とする。
デザイン開発支援事業	日本遺産に関連する中小企業者の意欲的な商品開発プロジェクトを対象に、デザイン開発を支援することで、日本遺産の周知、観光客の増加に貢献する付加価値の高い商品の開発に必要な経費の一部を助成する。	<p>デザイン委託、印刷費及びコンサルタント費等、新規の製作及び既存商品の日本遺産関連商品化に係る経費を対象とし、定期的な更新は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品パッケージ、ネーミングの改良開発のためのデザイン費等 ・ホームページの作成費等 	

